



民間生命保険会社の予定利率の変遷と 生保商品動向

調査研究部 猪ノ口 勝徳

1. はじめに
2. 予定利率と標準利率
3. 予定利率の変遷と商品動向
 - (1) 戦後～石油ショック後まで
 - (2) 石油ショック後～バブル経済まで
 - (3) バブル崩壊後～新保険業法施行まで
 - (4) 新保険業法施行～現在まで
4. おわりに

1. はじめに

10年国債応募者利回りが1%を下回るなど長期金利が低水準にあることを受けて、民間の生命保険会社の責任準備金の計算に用いる予定利率（標準利率という）が、本年4月以降の新契約につき、現在の1.5%から1%に引き下げられることとなった。前回の改定は、2001年4月の2%から1.5%への引き下げであったので、12年ぶりの引き下げとなる。後ほど詳しく述べるが、予定利率を引き下げると、一般的には責任準備金の水準が引き上がることとなる。

ところで、この変更は責任準備金の計算に用いる利率に関するものであり、保険料の計算に用いる予定利率を直接規定するものではない。しかし、水準が高くなった責任準備金を積み立てるための財源確保を目的として、保険料を引き上げる生命保険会社がでてくるだろうと推察される。バブル経済がピークアウトした後の市場金利の低落を受けて、生命保険の予定利率は引き下げられ続けてきた。そしてそのたびに、保険料は引き上げられてきた。今回の予定利率の引き下げは7回目に

なる。このような低い金利水準では魅力的な保険商品開発はできない、との商品開発担当者の悲鳴が聞こえてきそうである。

一方、1973年の石油ショック後の狂乱物価の時代からバブル経済華やかになりし頃まで、生命保険の予定利率は5%から6%を超える水準にあった。予定利率を高く設定すると保険料の水準を低くすることができる。この時期、生命保険会社は、低廉な保険料での大きな保障の提供や、高利回りの一時払養老保険の提供等を行った。大量に流入する保険料の運用先として米国債や海外不動産にも投資を行い、海外の市場関係者からザ・セイホと呼ばれたのもそのころである。

このように、予定利率の水準は、生命保険商品の開発動向や売れ行きに大きな影響を与える。現在までの長期にわたり低金利状況が続いているが、この状況が解消されたときに、商品開発、販売政策がどのように展開されるかは興味深い点である。そこで本稿では、民間生命保険会社の戦後の予定利率の変遷と、そのときどきの商品開発動向、販売動向を振り返ってみたい。ここから今後の各社の商品

開発、販売政策の展開方向について、なんらかの示唆が得られるかもしれないと思ったからである。なお本稿中、意見に属する部分は筆者の個人的見解であり、筆者の所属団体等とは無関係である。

2. 予定利率と標準利率

保険料は将来の死亡率を見積り（予定死亡率という）、これを基に将来の保険金支払額を見積もって、この金額を支払うために必要なものとして保険料を設定する。しかし保険期間が長期の生命保険では、高齢になるほど死亡率が高くなることから、保険金の支払いは保険期間の後半に発生しやすくなる。これに対し保険料の払い込みは、一時払の場合は契約締結時に、全期払の場合は保険期間を通じて行われるので、保険会社は払い込まれた保険料を貯めておき、将来の保険金支払に備えることになる。これが責任準備金である。

ところで保険会社は、責任準備金を有価証券投資や貸付などの資産運用に充て収益を得ることができるので、資産運用見込額をあらかじめ保険料から割り引く。この割引率を予定利率という。予定利率は保険契約締結時に決定され、通常、保険期間中は変更されない。市場金利はそのときどきの経済状況により変動するので、予定利率は長期にわたる保険期間中に起こりうる低金利状況にも耐えられるような水準で決めることとされている。

表1は、生保の予定利率の戦後の変遷をまとめたものである。これによると、終戦直後の3%から始まり85年4月の改定時まで、段階的に引き上げられてきたことが分かる。一方、バブル経済末期の90年4月からは一貫して引き下げが行われ、この4月からは1%になる。近年の低金利の厳しさが実感できるところである。

ところで、96年に施行された新保険業法では、標準責任準備金制度が導入されている。標準責任準備金制度は、保険会社の健全性を確保するために、責任準備金の積立方法や、評価に用いる生命表（標準生命表という）、割引利率（標準利率という）といった計算基礎率（標準基礎率という）を当局が定める制度である。各保険会社の保険料は標準基礎率に従う必要はないが、標準責任準備金の積立ができるように保険料を設定する必要があるため、保険料の計算基礎率は標準基礎率から大きく乖離することはないと思われる。

(表1) 生保（個人保険）の予定利率の変遷

適用期間	予定利率
1946. 3 ~ 52. 2	3 %
52. 3 ~ 76. 2	4 %
76. 3 ~ 81. 3	5 % (20年 < n)、5. 5 % (n ≤ 20年)
81. 4 ~ 85. 3	5 % (20年 < n)、5. 5 % (10年 < n ≤ 20年)、6 % (n ≤ 10年)
85. 4 ~ 90. 3	5. 5 % (20年 < n)、6 % (10年 < n ≤ 20年)、6. 25 % (n ≤ 10年)
90. 4 ~ 93. 3	5. 5 % (10年 < n)、5. 75 % (n ≤ 10年)
93. 4 ~ 94. 3	4. 75 %
94. 4 ~ 96. 3	3. 75 %
96. 4 ~ 99. 3	2. 75 %
99. 4 ~ 2001. 3	2 %
2001. 4 ~ 13. 3	1. 50 %
13. 4 ~	1 %

(出典) 保険毎日新聞社『生保商品の変遷』等より作成

(注1) nは保険期間である。

(注2) 96. 4以降は標準利率である。

標準利率の設定方法は、表 2 のとおり 10 年国債の応募者利回りの過去 3 年平均と過去 10 年平均のうち低いものに一定の安全率を加味して設定することとされている。

なお、標準責任準備金制度導入前の旧保険業法下では、保険料計算用の予定利率と責任準備金計算用の予定利率は同一であった。この時期も、長期の市場金利の変動に耐えられるような水準に決めることとされてきた。

保険商品の保険料は予定死亡率、予定利率、予定事業費率を用いて算定されるが、保険期間が長期にわたる生命保険の場合、保険料水準に対する予定利率の影響は大きい。このため、予定利率の水準が生保の商品開発と販売政策に影響を与えてきた。そこで次章では、戦後から現在までを 4 つの時期に分け、金利の変動状況と予定利率の水準、さらには生保商品動向を振り返ってみたい。

(表 2) 標準利率の設定方法

1. 基準利率の計算	
毎年 10 月 1 日に、10 年国債の応募者利回りの過去 3 年平均値と過去 10 年平均値のうち、低いほうのものを下表に従い区分し、安全率係数を乗じて得られた数値を合計して算出する。	
対象利率	安全率係数
0 % ~ 1 % 部分	0.9
1 % ~ 2 % 部分	0.75
2 % ~ 6 % 部分	0.5
6 % 超部分	0.25
2. 標準利率の設定	
上記で求めた基準利率を基準日時点の標準利率と比較して、0.5 % 以上乖離している場合、基準利率に最も近い 0.25 % の整数倍の利率を新しい標準利率とし、基準日の翌年の 4 月 1 日以降の新契約に適用する。	

3. 予定利率の変遷と商品動向

(1) 戦後～石油ショック後まで

表 3 は日本銀行が民間銀行に貸出しを行うときの基準金利である基準割引率（かつては公定歩合と呼ばれていた）の期間平均値、その期間中の最高・最低値と生保の予定利率について、終戦直後の 1946 年から第一次石油ショックの影響が収まりつつあった 76 年までの推移を示したものである。

この期間の特徴は基準割引率が比較的高い水準で安定的に推移していることである。生保の予定利率は戦後 3 % でスタートしたが、52 年に 4 % に引き上げられ、その後 20 年以上この水準が維持されてきた。この間、予定利率は一貫して基準割引率を下回っている。

この時期の生保商品は、当初は養老保険が中心であった。しかし、59 年に定期付養老保険が発売されると、比較的少額の保険料で大きな保障が得られることが核家族化が進行する中で好評を博し、その後各社の主力商品になっていった。

(表 3) 基準割引率（公定歩合）の変遷 その 1

年度	基準割引率	最高～最低	(参考) 予定利率
1946～50	4.45%	5.11%～3.29%	3%
51～55	5.96%	7.3%～5.11%	3%、4% (52～)
56～60	7.44%	8.4%～6.57%	4%
61～65	6.38%	7.3%～5.84%	4%
66～70	5.87%	6.25%～5.48%	4%
71	5.04%	5.75%～4.25%	4%
72	4.25%	4.25%	4%
73	7.17%	9%～5%	4%
74	9%	9%	4%
75	7.25%	8.5%～6.5%	4%
76	6.46%	6.5%～6%	5、5.5%

(出典) 日銀 時系列統計データより作成

(注 1) 基準割引率は各期間の平均値である。

(注 2) 76 年の予定利率は保険期間別に設定されている。

73年に発生した石油ショックは日本経済に大きな影響を与えた。諸物価が高騰するとともに金利も急速に大きく上昇した。ピーク時の74年には基準割引率は9%になった。このような状況下で、生保の予定利率の水準を引き上げるべきではないかとの意見が出てきた。これに対し生命保険協会は「現在はたしかに高金利下にあるが、将来長期にわたってこれが持続されるという保証がない」として予定利率の引き上げに慎重な態度を示した。ただ同時に「現在のインフレ高金利下において、消費者が、現行予定利率は、低いのではないかという素朴な感じを抱いていることも十分理解できるので、短期（10年以下）の保険に限って、1%程度を限度として引き上げることも考えられる」との見解も示した。

このような中で大蔵大臣の諮問機関である保険審議会は、昭和50年（1975年）6月答申で「一般の金利水準の動向、資産運用利回りの実績、昨年11月簡易保険が予定利率5%（保険期間20年未満のものは5.5%）に引き上げたこと等からみても、現在の4%中心の予定利率については、その引き上げを検討することが必要である。特に、保険期間10年以下の契約については、今後の資産運用利回りの予測もある程度可能と思われるので、更に高い予定利率を用いるべきである」とした。

以上の経緯を経て、生保各社は76年3月に予定利率を保険期間20年超を5%に、20年以下を5.5%に引き上げた。

この時期の商品開発としては、当時のインフレを背景に、物価指数連動定期保険の開発、中途増額制度や

契約転換制度の導入が挙げられる。特に予定利率の引き上げにより新契約の保険料が引き下げられたこともあり、契約転換制度がよく利用されるようになった。

第三分野に目を転じると、多くの会社で64年に災害保障商品、74年に疾病入院保障商品の取扱が開始された。

(2) 石油ショック後～バブル経済まで

76年の引き上げの後、予定利率は81年4月、85年4月にも引き上げが行われた。

表4によると、76年から84年までの基準割引率は、第2次石油ショック時に9%になる場面もあったが、平均値で見るとそれほど高くはなく、予定利率との差も僅かなものとなっている。そのような中で、2度の予定利率の引き上げが行われた。もっとも81年の予定利率引き上げは保険期間10年以下に限った小規模な引き上げであった。

一方、85年の予定利率引き上げは、全保険期間にわたる本格的なものであった。この引き上げにより、予定利率は保険期間20年超が5.5%、保険期間10年超20年以下が6%、保険

(表4) 基準割引率（公定歩合）の変遷 その2

年度	基準割引率	最高～最低	(参考) 予定利率
1976～80	5.64%	9%～3.5%	5、5.5%
81～84	5.44%	6.25%～5%	5、5.5、6%
85	4.83%	5%～4%	5.5、6、6.25%
86	3.21%	3.5%～2.5%	5.5、6、6.25%
87	2.50%	2.50%	5.5、6、6.25%
88	2.50%	2.50%	5.5、6、6.25%
89	3.69%	5.25%～2.5%	5.5、6、6.25%
90	5.75%	6%～5.25%	5.5、5.75%

(出典) 日銀 時系列統計データより作成

(注1) 基準割引率は各期間の平均値である。

(注2) 予定利率は保険期間別に設定されている。

期間10年以下が6.25%となった。この引き上げについて、保険毎日新聞社が出版している『生保商品の変遷』では、「業界の総資産利回りの将来動向からすると、この引き上げ幅が、「大幅すぎる」との強い意見もあったが、表定保険料での競争力の維持を優先的に考慮し決定にいたったものである」と記述している。なお、ここでの競争力は簡保との競争力を意味している。

85年4月の予定利率引き上げの後、基準割引率は段階的に引き下げられ、特に86年から89年にかけては2.5%という低水準で推移した。この間、預貯金金利も大きく低下したが、一方で株価、不動産価格の急騰、急激な円高の進行があった。低金利を嫌って、多くの資金が株式市場、不動産市場に流れ込んだのである。いわゆるバブル経済であった。

基準割引率は予定利率を大きく下回る水準であったが、この時期の生保はまだ逆ざや状況になっていない。生保の保有資産には、過去の高金利時の投資資産が多く含まれていたからである。また生保が保有する株式の含み益が膨大な金額になっていた。このような中で、予定利率の引き下げと、含み益の還元を中心とした消滅時特別配当等の増配が検討された。その結果、90年4月に予定利率の引き下げが実施されることになる。

この時期、保険期間が5年、あるいは10年の生保の一時払養老保険が大きく売り上げを伸ばした¹。預貯金等の他の金融機関の利回りが引き下げられたのに対し、予定利率を機

動的に変更できない生保の一時払養老保険の利回りの良さが資金を引きつけたのである。

表5は、81年から94年までの生保の個人保険の新契約一時払保険料の推移を示したものである。一時払養老保険の保険料は分からないので、ここでは個人保険の一時払保険料を示したが、おそらくこの数値の大半は一時払養老保険のものと考えて差し支えないだろうと思われる。

これによると、81年に約1,800億円であったものが急激に増加し、特に87年から89年にかけては毎年5兆円を超える保険料が生保業界に流入した。その後、保険金受取税制の変更²や、90年、93年、94年の予定利率の引き下げにより、一時払保険料の流入は沈静化する。

この時期の商品動向については、定期付養老保険にかわって、より少額の保険料で大型の保障が得られる定期付終身保険が主力商品になったこと、個人年金保険料控除制度の創設等³を受けて個人年金保険の売れ行きが伸

(表5) 生保 個人保険新契約一時払保険料
(単位：億円)

年度	保険料	年度	保険料
1981	1,816	88	54,838
82	4,462	89	50,139
83	6,683	90	28,003
84	13,983	91	22,137
85	27,646	92	24,778
86	42,750	93	24,060
87	52,703	94	16,262

(出典) 保険研究所 『インシュアランス統計号』より作成

1 大沼八重子(2012)に当時の状況が詳しく報告されている。

2 保険期間5年以下の一時払養老保険について、昭和63年(1988年)4月より、それまでの一時所得課税から一律20%の源泉分離課税となった。

3 昭和59年度(1984年度)の税制改正により、個人年金保険料が一般の生命保険とは別枠で保険料控除の対象となった。

びたことが挙げられる。また従来になかった商品として、保険金や解約返戻金が特別勘定を設けて実施される資産運用成果に応じて変動する変額保険が開発された（86年）ことや、昭和59年（1984年）4月の公的健康保険の1割本人負担の導入にともない、それを補完するものとして、医療保障保険（団体型、個人型）が開発されたことが挙げられる。

(3) バブル崩壊後～新保険業法施行まで

80年代後半に大きく低下した金利は90年には一旦上昇したものの、その後は一貫して低下を続けることとなる。表6は10年国債応募者利回りの期間平均値、その期間中の最高・最低値と、生保の予定利率について、バブル経済が終焉を迎えた90年から新保険業法が施行された96年までの推移を示したものである。

市場金利が低下する中で、生保の予定利率は90年の引き下げ後も、93年、94年、96年と短期間のうちに相次いで引き下げられた。

90年に実施された予定利率引き下げでは、保険期間10年超が5.5%、保険期間10年以下が5.75%とされた。この引き下げは、予定利率が6%以上の水準にあった保険期間20年以下

が対象であった。当時の主力商品は保険期間が20年を超える定期付終身保険であったので、予定利率の引き下げによる保険料上昇の影響は実質上なかったといえる。予定利率引き下げと同時に実施された予定死亡率、予定事業費率の引き下げにより、定期付終身保険はむしろ保険料が引き下がる結果となった。

これに対し、93年の予定利率引き下げでは保険期間20年超も対象となった。予定利率はそれまでの保険期間別の設定が廃止され、一律4.75%となったのである。ここで初めて、主力商品にも予定利率引き下げの影響が及ぶことになった。ただ、同時に予定事業費率の引き下げが行われたので保障倍率が高い契約は保険料引き下げになった。

翌94年には、93年に続き2年連続で予定利率の引き下げが実施された。これまで保険料の改定は、概ね5年サイクルで行われてきたが、急激な市場金利の低下を受けて短いサイクルでの保険料改定となった。この改定では、石油ショック以前に長期にわたって使用されてきた4%よりも低い水準の3.75%に設定された。保険料は引き上げとなった。

その後も市場金利の低下は続き、96年の新保険業法施行時に導入された標準責任準備金制度における標準利率は2.75%とされた。これが4回目の予定利率の引き下げであった。

ところで予定利率の引き下げは、引き下げ実施後の新契約が対象であり、過去の契約には遡及適用されない。保険契約時に適用した保険料を、保険期間中に変更することはできないからである。このため、短期間のうちに複数回にわたり予定利率の引き下げを行っても、保険会社の平均予定利率の低下は緩慢なものとなる。一方、市場金利の低下は生保の

(表6) 10年国債応募者利回りの変遷 その1

年度	応募者利回り	最高～最低	(参考) 予定利率
1990	6.78%	7.79%～6.22%	5.5、5.75%
91	6.08%	6.69%～5.37%	5.5、5.75%
92	5.01%	5.67%～3.95%	5.5、5.75%
93	4.17%	4.89%～3.28%	4.75%
94	4.37%	4.68%～3.93%	3.75%
95	3.15%	3.85%～2.78%	3.75%
96	2.98%	3.31%～2.50%	2.75%

(出典) 財務省 国債の入札結果より作成

(注) 応募者利回りは各期間の平均値である。

資産運用利回りを低下させ、生保各社は逆ざやを生じさせやすくなる。生保は90年代の前半から現在に至るまで、約20年間にわたり逆ざやに悩まされ続けている。長引く超低金利状況と生保契約の長期性に起因するものである。

この時期の商品動向としては、がん、心疾患、脳血管疾患に罹患したときに保険金が支払われる特定疾病保障保険、余命6ヶ月未満と診断されたときに保険金が支払われるリビングニーズ特約といった生前給付型商品が開発されたことが挙げられる。従来の死亡保障商品とはコンセプトが異なる、生きるための保険として、世の中に受け入れられた。また、就業不能保障保険、通院特約、介護特約等の開発も行われ、第三分野商品の充実が進んだ。一方、株価が下落を続ける中で、変額保険の売れ行きが激減した。

(4) 新保険業法施行～現在まで

新保険業法施行時（96年）から現在までの10年国債応募者利回り、予定利率（標準利率）の動向等を表7で見てみよう。この間、10年国債応募者利回りは低下傾向を続けている。この傾向を受け、標準利率は99年に2%、01年に1.5%に引き下げられている。さらに今春（13年4月）には、1%に引き下げられることになっている。

この時期の商品動向については、新保険業法施行に関連するものが目につく。まず、新保険業法施行により、生保・損保の子会社による相互参入が解禁された。これをきっかけに、費差・危険差を無配当にして、配当を利差益に限定するとともに、配当分配を毎年で

(表7) 10年国債応募者利回りの変遷 その2

年度	応募者利回り	最高～最低	(参考) 予定利率
1996	2.98%	3.31%～.250%	2.75%
97	2.20%	2.59%～1.86%	2.75%
98	1.50%	1.87%～0.83%	2.75%
99～2000	1.67%	1.92%～1.31%	2.00%
01～05	1.29%	1.85%～0.47%	1.50%
06～10	1.49%	1.98%～0.84%	1.50%
11	1.08%	1.30%～0.96%	1.50%
12	0.82%	1.01%～0.73%	1.50%
13	—	—	1.00%

(出典) 財務省 国債の入札結果より作成

(注1) 応募者利回りは各期間の平均値である。

(注2) 2012年度は2013年1月までの実績により算出している。

はなく5年ごとに行う5年ごと利差配当付商品が開発された。低金利が長引き、予定利率を低水準に設定することが必要な金融環境下において、できるだけ低廉な保険料による保障提供を行うための商品開発であったといえよう。

また、新保険業法施行時に実施された区分経理を活用した商品開発も行われた。他業界の金融商品と競合する貯蓄性の高い商品、具体的には一時払養老保険、一時払終身保険、一時払年金保険について、資産を分別管理した区分経理を実施し、当該資産区分の運用実績を踏まえた柔軟な予定利率設定を行うものである。80年代後半に、短期の一時払養老保険に高水準の予定利率が設定されたようなことは、資産を分別管理した区分経理を実施することにより、今後行われることはないだろうと思われる。

第三分野商品については、新保険業法施行に伴う生保・損保の子会社による相互参入、さらに日米保険協議における合意を経て、生保・損保本体による相互参入が解禁された。

これによって、従来、傷害保険は主に損保会社が扱い、生保は単品としては扱わないこととされ、疾病保険は主に生保会社が扱うものとされていた規制⁴や、大手生保会社は医療商品を特約形式で取り扱うこととされていた規制⁵等が廃止され、生保、損保とも単品商品を含め、すべての第三分野商品を取り扱えることとなった。また、さまざまな医療保障ニーズが出てきたことを受け、医療保険について、日帰り入院や1泊2日の短期入院から保障する商品、先進医療を受けたときに給付金が支払われる商品、長寿化の進行を受けて保険期間を終身とする商品等が開発、販売された。

また、顧客の利便性を高める観点から、保険商品の銀行窓販が段階的に解禁されていった。ところで銀行は、本業との関連性から、貯蓄性保険商品の販売に親和性が高いとされ、生保においては変額年金保険、積立利率変動型終身保険等の銀行窓販商品が開発された。さらに、一時払終身保険や一時払養老保険も銀行で販売されるようになった。

変額年金保険は、従来型の定額年金では魅力的な利回りが期待できない金融環境下で、株式等のリスク性資産を運用対象とし、高い運用利回りの実現を狙う商品である。積立利率変動型終身保険は、積立利率（予定利率）を契約後一定期間ごとに見直す保険である。いずれも低金利下で、顧客にアピールでき、同時に保険会社の運用リスクを低減することを狙いとするものである。

しかし、リーマンショック後は、金融市場の低迷のため変額年金保険の販売を停止する会社も現れる等、変額年金保険の販売は大きく減少した。また、変額年金保険は最低保証機能が付されることが一般的であったため、責任準備金の追加積立が必要となった会社もあった。その一方で、安定的な利回りを受け取れる一時払終身保険の販売が増加する現象が見られたが、当商品の増加により金利リスクが増大することを懸念する保険会社が販売を見合わせるといった動きも見られた。

この間、従来の主力商品であった定期付終身保険についても、固定金利がベースの終身保険部分の魅力付けを図る意味合いもあったのではないと思われるが、いわゆるアカウント型と称される保障見直しの自在性を高めた終身保険を開発、販売する動きもあった。これは、予定利率を契約後一定期間ごとに見直すとともに、契約後の状況変化に応じ積立金を活用して払込保険料の調整ができる等の特徴を有する利率変動型積立終身保険で、保障機能と貯蓄機能を分離した米国の主力保険の1つであるユニバーサル保険をモデルにした商品と見ることができる。

以上、予定利率等の変遷をたどりながら、金融市場の環境変化という底流の上に浮かび上がってくる生保商品の動向を俯瞰してきた。近年、生保商品の多様化の動きが大きく進展し、もはや従来のように死亡保障性商品の動向だけでは、生保の商品動向を語れない時代になっている。もちろん死亡保障は依然

4 昭和40年（1965年）に大蔵当局から生保・損保両業界に提示された分野調整である。（保険毎日新聞社（1989）『生保商品の変遷』）

5 「いわゆる「特化政策」により、専業外務員が販売チャネルの中心となっている大手会社には、保険料が安く小口の商品は販売チャネルの特性に合わないなどの理由で、当局から認可されていない」とのことのようである。（保険毎日新聞社（1989）『生保商品の変遷』）

として生保の中核的な市場の1つであるが、近年の長寿化、少子高齢化、晩婚化、単身層の増加等の動きを受けて、医療保障等の第三分野商品、年金保険等を含む貯蓄性商品の重要性が高まっている。低金利状態が継続する厳しい環境下ではあるが、これらの各分野において、魅力ある商品を提供することが生保会社に期待されているのである。

4. おわりに

生保業界は、戦後の核家族化の進行に合わせ、定期付養老保険や定期付終身保険のような、比較的少額の保険料で高額な保障を得られる死亡保障商品を開発し、販売に注力してきた。これは年々増加する勤労世帯のニーズを捉えた動きであったといえよう。しかし今後は、日本社会の長寿化、少子高齢化、晩婚化、単身層の増加等の動きを受けて、死亡保障市場は徐々に縮小していくことが予想される。

一方で、これからの時代においては、医療保障等の第三分野商品や年金保険等を含む貯蓄性商品の市場は成長が見込まれる分野であろう。生保は死亡保障機能だけでなく、生きていくために必要な保障を提供することが求められるようになってきているのである。近年の第三分野における活発な商品開発、販売の動きはこのような状況を反映したものであるといえよう。また、変額年金保険や一時払終身保険等の貯蓄性が高い保険商品が銀行チャネル等を通じ、活発に販売されているのも、同じ事情によるものであろう。

そもそも、生保商品は長期の商品なので、単なる死亡保障機能だけでなく、同時に長期の貯蓄商品としての機能も併せ持つものであ

る。戦後しばらくは養老保険が主力商品であったことが、このことを物語るものである。それだけに、予定利率をどのように設定するかは、生保商品にとって重要な意味を持つものである。

それにしても、20年にもわたる今日のような低金利状況は、生保業界にとって厳しい事業環境であるといえるだろう。なぜなら、今日のように市場金利が低い状態では、保険会社が魅力的な利回りを有する保険商品を提供することは容易ではないからである。

しかも標準利率は上述したように、10年国債の応募者利回りの過去3年平均値と過去10年平均値のうち低いものに一定の安全率を加味して設定することとされており、しかもそのときの標準利率から0.5%以上乖離したときに変更されるという安定的なものであり、金利感応度は高くないといえよう。将来、金利が上昇し始めるような場面を迎えたとき、預貯金等他の金融商品の利回りは市場金利に連動して上昇するだろうが、標準利率の上昇は緩やかなものになるだろうと思われる。

長期の生命保険契約において、標準利率の設定は健全性の確保を第一義に、安定的に行うべきことに異論はないだろう。しかし、あまりにも金利感応度が低すぎると、生保商品が金融市場のかく乱要因にもなりかねない。特に、他の金融商品と競合する一時払養老保険、一時払終身保険、一時払年金保険の予定利率については、市場金利に連動性を持たせることが望ましいだろう。

具体的には、これらの商品について、たとえば、新契約の予定利率を市場金利に応じて設定することや、保険期間中において市場金利の変動に応じて予定利率を柔軟に見直せ

る仕組を組み込んでいくようなことが考えられるだろう。もちろん、このためには、資産を分別管理した区分經理の仕組を活用するなど、ALM等のリスク管理を強化、高度化させ、リスクを低減させることが前提になる。

死亡保障市場の縮小、年金保険等を含む貯蓄性商品の成長が見込まれる中で、市場金利に連動性を持ち、しかも逆ざやに陥ることがないような保険商品の開発がより一層重要になっているといえるのではないだろうか。

(参考文献・資料)

- ・日本アクチュアリー会 (2000) 『日本アクチュアリー会100年史』
- ・生命保険協会 (2009) 『生命保険協会百年史』
- ・ニッセイ基礎研究所 (2001) 『生命保険の知識<新版>』 日本経済新聞社
- ・保険毎日新聞社 (1989) 『生保商品の変遷』
- ・大沼八重子 (2012) 「一時払い終身保険とダイナスティ仮説」 『共済総研レポート』 No. 123
- ・日本銀行 時系列統計データ
- ・財務省 国債の入札結果
- ・保険研究所 『インシュアランス統計号』

6 最近では、かんぽ生命が一時払定期年金の予定利率を0.8%から0.7%に、日本生命が一時払年金保険、一時払養老保険の予定利率を0.7%から0.6%に、両社とも2013年1月から引き下げを行うなど、一時払商品においては、すでに標準利率とは関連しない予定利率設定が行われている。ただし、これまで見られたのは、健全性確保の観点から標準利率を下回る水準で予定利率が設定される事例であった。これに対し、今後、標準利率を上回る予定利率設定が行われるかどうか注目される場所である。また一部の報道では、標準利率の算出方法を変更して、従来よりも高い水準で設定することが検討されているとの情報もある。標準利率を上回る水準で予定利率を設定する場合や、標準利率の算出方法を変更して、現行方式よりも高い水準になるようにする場合などでは、ALM等のリスク管理の強化、高度化が必要であることは言うまでもないことである。